

京都府におけるチャレンジ支援方策について

平成 1 7 年 3 月
京都府男女共同参画審議会

目 次

○ 意見書の趣旨	1
○ 現状と課題	
1 男女共同参画の推進に向けて	1
2 女性のチャレンジ支援策について	
(1) 国の動向	2
(2) 京都府の動向	3
3 府において短期、重点的に取り組むべき具体的なチャレンジ支援策	
(1) 女性のチャレンジ支援策の位置付け	3
(2) 支援策の方向性	
ア 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	4
イ 身近なチャレンジ事例の提示	4
ウ 京都府女性総合センターの機能強化とネットワークの形成	5
エ 女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援	6
(3) 個別分野における支援策の方向	
ア 雇用分野におけるチャレンジ支援策	7
イ 地域におけるチャレンジ支援策	10
ウ 起業支援・NPO支援策	11
エ 子育てとの両立支援策	11
4 全般的事項	
(1) 男女共同参画の理解の重要性	12
(2) 情報化の促進	12

○意見書の趣旨

京都府では、男女共同参画社会の実現に向けて、府、府民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的にその取組を進めることを目指し、2004年（平成16年）4月、京都府男女共同参画推進条例を施行したところであり、今後は、これを具体的な施策に反映させ、効果的な施策展開を繰り広げていくことが求められている。

京都府男女共同参画審議会では、本年7月に京都府知事から「女性のチャレンジ」を支援する各種施策を中心に、男女共同参画社会の実現に向けての具体的な施策の方向性や位置付け、全体の施策の在り方について審議する旨の依頼を受け、これまで、ワーキング会議を含め5回にわたって審議を進めてきた。

この意見書は、今後、短期・重点的に取り組むべき具体的な「女性のチャレンジ支援策」について、本審議会の意見を取りまとめたものである。

○現状と課題

1 男女共同参画の推進に向けて

男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けた男女共同参画社会基本法が1999年（平成11年）に制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組が進められてる。

京都府においては、この基本法第14条に定める都道府県の男女共同参画計画として新KYOのあけぼのプランを2001年（平成13年）に策定した。この計画は、基本的に2001年（平成13年）度から2010年（平成22年）度までを計画期間とする、おおむね10箇年の計画である。

さらに、平成16年3月には、京都府男女共同参画推進条例を全会一致で可決、成立、同年4月1日から施行した。

条例では男女共同参画を推進するための6つの基本理念を定めている。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 男女の性についての理解
- 国際的協調

また、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の機能の充実を図ることを条例第17条に規定しており、平成8年に開設した京都府女性総合センターをその拠点とし、以下に記述するチャレンジ支援をはじめ、様々な取組を実施している。

2 女性のチャレンジ支援策について

(1) 国の動向

国の男女共同参画会議では、小泉内閣総理大臣の指示により、女性はその個性と能力を発揮することにより、社会に活力をもたらす「暮らしの構造改革」の一環として、平成14年から「女性のチャレンジ支援策」について調査審議を行い、検討の結果は、平成15年4月の第10回男女共同参画会議において、内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見として決定された。

この中で、女性のチャレンジ支援策の必要性・緊急性として次の3点を挙げている。

① 構造改革に女性のチャレンジは不可欠

豊かで活力ある社会を実現し、男女が共に生きがいをもって充実した暮らしができるためには、意欲と能力ある女性が社会で活躍できるような社会経済に構造改革が必要。

② 世界の中でも低い日本女性の活躍

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」がまとめている女性の活躍度を示すジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は日本は66箇国中32位（2002年）*。世界経済フォーラムが報告した「国際競争力報告2001年－2002年」では、日本の女性の経済活動状況が75箇国中69位と先進国でも低く、また、途上国よりも低い。世界的にも女性の能力が活かされず、活躍度が極めて低い日本の女性へのチャレンジ支援は緊要の課題である。

※ 2004年：78箇国中38位

③ 組織活性化の鍵は女性のチャレンジ

企業や研究機関等が多様な人材として意欲と能力のある女性を活かすための改革を進めることは、組織が新たな価値・発想を取り入れることとなり、多様化する市場で迅速かつ柔軟に対応し、競争力を発揮するという観点からも重要な戦略。

そして、女性のチャレンジを「上・横・再」の3つに分類するとともに、就業・起業・NPO・地域、行政等の幅広い分野について支援策を求めている。

① 政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ

② 起業家、研究者・技術者等従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ

③ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」

主な施策として、2020年（平成32年）までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%になるよう期待し、各種取組を進めるとともに、女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を進めることとしている。

内閣府では、この報告書に基づき、各種施策を展開するとともに、地域におけるチャレンジ支援環境を整備するため、本年度、「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」を実施し、埼玉県、京都府、奈良県及び熊本県をモデル事業地域に指定した。

(2) 京都府の動向

京都府では、前述の内閣府モデル事業を活用し、本年度、京都府女性総合センターを拠点に「女性チャレンジネット整備事業」を実施している。

●「女性チャレンジネット整備事業」の概要

① 女性チャレンジネットワーク会議開催事業

京都商工会議所やきょうとNPOセンター等、チャレンジ支援に取り組む府内関係機関による会議を開催し、機関相互の連携構築や関連情報の収集・一元化に向けた協議を行う。

② 女性チャレンジ情報整備事業

女性総合センターに設置する「チャレンジ支援コーナー」での情報機器の整備等によりチャレンジ支援するための関連情報の効果的、効率的な提供を行う。

③ 女性チャレンジ支援アドバイザー設置事業

女性総合センターにチャレンジ相談ブース（相談窓口）を開設し、カウンセリングによるチャレンジ支援の方向付け、必要な情報提供、アドバイス、キャリア・プランの作成支援等を行う。

3 府において短期、重点的に取り組むべき具体的なチャレンジ支援策

(1) 女性のチャレンジ支援策の位置付け

男女共同参画とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことである。

男女共同参画の推進に向けた様々な取組が着実に進められてきているが、国の提言にもあるように、依然として日本の女性の活躍度は極めて低く、その能力が十分に生かされているとは言えない状況にある。このような中で「女性のチャレンジ支援策」は、社会の様々な分野で、女性の参画や能力発揮を促進し、男女共同参画の一層の推進を図るための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）としての意義を有するものである。

また、改めて言うまでもないが、こうした積極的改善措置は、女子差別撤廃条約第4条にあるように「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」ということも付け加えておきたい。

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。国及び地方公共団体が総合的に策定、実施する責務を有する施策として、基本法や条例で規定されている。

(2) 支援策の方向性

ア 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

●現 状

京都府では、新KYOのあけぼのプランにおいて、府の審議会等における女性委員の登用率の目標を、2005年（平成17年）度末・1/3（33.3%）に設定し登用促進に取り組んでおり、2003年（平成15年）度末現在、30.0%となっている。

また、地方議会における女性議員比率は、平成16年4月現在で府議会は8.1%、府内市町村では13.6%（京都市を除く。）となっている。

●方向性

審議会等における女性委員の登用促進に引き続き努める。また、議員は重要な社会参画の一つでありながら女性の参画の少ない分野である。意欲を有する女性に対してモデルケースの情報提供や紹介を行うなど、行政の中立性を守りながら可能な普及・啓発を図るべきである。

また、府内の事業所、教育・研究機関、その他各種機関、NPOなどの諸団体等の自主的な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を支援していくべきである。

イ 身近なチャレンジ事例の提示

●現 状

京都府では、1989年（平成元年）度から、毎年、各分野で功績の著しい女性を顕彰するため「京都府あけぼの賞」を授与するとともに、女性の活躍やチャレンジを幅広くアピールする「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催している。

また、本年度においては、内閣府と共催で「女性チャレンジシンポジウム」を開催し、女性のチャレンジ事例と、その支援の重要性について、広く府民にアピールしたところである。

●方向性

女性にとって様々なチャレンジをより身近なものとするため、幅広い好事例の収集に努めるとともに、例えば「起業するためにはこういうものが必要だ」という例を提示するなど、分かりやすい資料を作成していく必要がある。

また、利用者の利便性を考慮し、インターネット等を活用し、広く情報提供を図るべきである。

ウ 京都府女性総合センターの機能強化とネットワークの形成

●現 状

京都府女性総合センターは1996年（平成8年）に開設以降、府における女性の活動拠点として、KYOのあけぼの大学などの講座や女性相談事業を実施してきた。本年度からは新たに、女性のチャレンジの拠点として、女性チャレンジ相談、女性チャレンジ情報コーナーの設置、キャリア支援講座の開催を行っている。

●方向性

京都府女性総合センターを「女性のチャレンジ拠点施設」と位置付け、現行の女性チャレンジ相談の充実強化を図るとともに、幅広いネットワークを形成していく必要がある。ネットワークの形成に当たっては、京都デジタル疎水などのITも十分活用すべきである。

（女性総合センターの機能強化）

○コーディネーター、アドバイザー機能の強化

幅広いチャレンジ支援関連情報のワンストップ提供や、各種相談に対する橋渡し、講座・セミナー等の企画・運営等における連携等を総合的に行えるよう機能強化を図る必要がある。そのため、女性チャレンジ相談の拡充を図るとともに、コーディネーターやアドバイザーの人材育成やその効果的な活用が不可欠である。その際、経験と知識と情熱を持つ、有識者、地域リーダー、自主的な活動を行っているグループなどからの多様な人材の獲得及び活用を含め、検討すべきである。

○女性に対する起業やNPO立上げのための環境の整備

起業やNPO立上げへの女性の意欲の高まりに应运え、関係機関とも連携しつつ、女性総合センターの有する各種事業やネットワークを生かしたインキュベーション施設等の環境整備を図り、既存施策では対応できない又は潜在化している女性のニーズに応え、センターが起業やNPOの設立を目指す女性の支援の拠点となるようにすべきである。

また、施設等の整備に合わせ、融資情報の提供等スタートアップ時の支援も重要である。

(関係機関とのネットワーク)

起業に関するものをはじめ、府内には幅広い相談関係機関があるが、それぞれが有効な資源を持っているにもかかわらず、十分に共有が図られていない。女性チャレンジネットワーク会議を中心に、男女共同参画の視点という共通認識の下、機関相互の連携を深めていくことが必要である。

(広域振興局、市町村とのネットワーク)

地域における様々なチャレンジが促進されるよう、女性総合センターを中心に広域振興局や市町村とのネットワークを構築していく必要がある。いくつかの市町村女性センターでは、女性チャレンジ支援の地域拠点としての役割も期待され、女性センターを持たない市町村にあっても類似の機能を果たせるよう支援を行う必要がある。具体的には、市町村職員の研修を開催するなど、センター機能を果たしていく上での情報や実際の運営上での問題点及び解決方法の共有化を図り、連携を進めるべきである。

(地域活動団体・グループとのネットワーク)

女性団体はもちろんのこと、地域において様々な活動を行っている団体、例えば、地域における草の根的なネットワークグループや既存の組織の掘り起こしを図り、地域におけるチャレンジ支援の推進につなげていくことも効果的な手段である。

エ 女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援

●現 状

京都府は、人口当たりの大学が全国で最も多い府県であり、他府県からも多くの学生が学び、生活をしているまちである。

女性の将来のキャリア形成や人生設計にとって特に重要な時期にある女子学生等のチャレンジ支援のため、インターンシップなどの実践的な職業体験の機会の充実や、適切な職業指導、進路指導の実施に努めている。

●方向性

京都らしい支援策として、財団法人大学コンソーシアム京都や経済団体及び企業と連携し、女子学生等のチャレンジ支援策に積極的に取り組んでいくことが期待される。また、高い失業率、増加する無業者、フリーターなど、若者を取り巻く雇用情勢は極めて厳しい状況にある中で、女子学生等若年層の就業促進のため、女性の進出が遅れている分野や雇用、起業、NPOなどの様々なタイプ別の就業支援・意識啓発を進めることが重要である。

○インターンシップ実施機関との連携

大学コンソーシアム京都は、大学と地域社会及び産業界の連携を強めるとともに大学相互の結びつきを深め、教育研究のさらなる向上とその成果の地域社会・産業界への還元を図ることを目的として設立され、大学間の単位の互換制度等を実施している。男女共同参画に関する講義の充実や、府県の枠を超えた広域的なインターンシップ事業の実施等が期待される。

また、経団連傘下の東京経営者協会がインターンシップ推進支援センターとして、京都経営者協会を含む各都道府県経営者協会とともに、全国レベルのインターンシップ推進システム「ハイパーキャンパスシステム」を稼働させている。

京都経営者協会では京都府とともに、京都若年者就業支援センターにおける就職支援策の一環としてジュニアインターンシップやビジネスミニインターンなどにも取り組んでおり、産官学連携によるインターンシップ制度のさらなる展開が望まれる。

○大学関係者のチャレンジ・ネットワーク会議への参加

男女共同参画の推進に関する取組には、大学ごとに温度差があり、当事者である学生、生徒には十分に周知されているとはいえない。各大学等が男女共同参画の視点からの取組を進め、連携を図るためにも、ネットワーク会議等に大学関係者（大学コンソーシアム京都や大学の就職部など）の参加が期待される。

(3) 個別分野における支援策の方向

ア 雇用分野におけるチャレンジ支援策

<事業者への働きかけについて>

○事業者が自主的に支援を進める仕組み作り

現に雇用され、働いている女性については、「就業継続可能な仕組の構築」と「上へのチャレンジ」が大きな課題となる。男女とも、仕事と家庭や個人生活のバランスがとれた働き方ができるような環境作りを事業者に働きかけるとともに企業自らが女性の能力活用や両立支援策を積極的に進めていく仕組み作りが必要である。

○評価指標の活用

こうした仕組み作りの一つとして、「女性の能力発揮の促進」や「仕事と家庭の両立支援」などの取組状況について、各企業が客観的に自己評価できる「共通の評価指標」を導入していくことが考えられる。

●評価指標の例

- ・厚生労働省「女性の活躍推進協議会」：積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を効果的に実施するために、個々の企業が目標を立てる際のベンチマーク（女性の活躍推進状況診断表）を作成。

- ・厚生労働省：企業が、自らの雇用環境における仕事と家庭との両立のしやすさの対策の進展度合いや不足度合いを評価できる「両立指標」を作成。
- ・経済同友会：各企業が自社の現状を確認し、目標設定するためのチェックリストとして活用できるよう指標（企業評価基準）を策定。さらに積極的改善措置を進めている企業の事例なども公表。

企業の社会的責任（CSR）（※）の観点からも、このような評価指標が広く企業に浸透していくことが期待される。男女共同参画の推進に向けた各企業の労使一体となった主体的な取組が促進されるよう、企業の取組を後押しするような施策を検討すべきである。

具体的には、性別に関係なく個人の能力・成果に基づく評価・処遇を行う企業は女性が活躍し、企業業績も向上しているという分析結果及び実際の事例を広く情報提供することや、府内の企業と連携の上、就業形態の多様化に対応する雇用モデルを収集・分析し、その成果をもとに広く導入に向けた働きかけを行うことなどが考えられる。

一方、国や地方自治体等においては、男女共同参画の推進を図る企業を対象に「認証」や「表彰」等の制度を導入している例が見られるが、こうした施策の検討に当たっては、そうした制度を単に導入する前に、企業にとって魅力あるものかを慎重に検討すべきである。

例えば、次世代育成支援対策推進法において、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」の策定及び届出が301人以上の労働者を雇用する事業主には義務として、300人以下の労働者を雇用する事業主においては努力義務として定められている。計画が基準に適合する場合には、都道府県労働局長の認定を受けることができ、事業主はその旨を示す表示（マーク）を広告、商品、求人広告などに付けることができることも同法に規定されており、府が厚生労働省と連携し、そのマークの広報を積極的に行い、企業イメージの向上、ひいては企業のメリットとなることを示し、取組の推進の一助とすることなどは効果的な方法と考えられる。

※ 企業の社会的責任（CSR）

企業においては活動するに当たって、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、アカウンタビリティ（説明責任）を果たしていくことが求められている。こうした考え方はCSRと呼ばれ、我が国においても本格的な取組が始まっている。

前述の「評価指標」についても、今後、企業の評価につながる重要な指標になってくるものと考えられる。

○中小企業への働きかけ

依然として厳しい経営環境にある中小企業では、大企業に比べて男女共同参画の取組が進んでおらず、就業規則の整備も不十分な企業も多い。こうした企業に対しては、

意識啓発はもとより規則整備に向けた技術的支援等を行うとともに、職場における女性のチャレンジが促進されるよう働きかけていく必要がある。

＜上へのチャレンジ支援＞

雇用の場における女性の参画促進やキャリア形成などの「上へのチャレンジ」については、キャリアデザインに対する支援、メンター制度（※）の導入、多彩な好事例の提供等の支援策が考えられる。

※ メンター制度

企業の人事制度の一つ。先輩社員が後輩や新人に指導や支援を継続的に行うもの。職務上の直接的な指導だけでなく、マナーや人間関係なども日常のコミュニケーションを通して支援する。

＜再チャレンジ支援＞

○ミスマッチ解消のための企業ニーズの把握ときめ細かな情報提供

再就職希望者、特にこれまでの能力や経験を生かしたいと思う中高年や高学歴女性については、雇用者側が求める職務能力、就労範囲、処遇と、それらに対する本人の希望との間にギャップがあり、ミスマッチの要因となっている。また、中小企業では一人何役もこなせる人材が必要で、大企業での働き方とは異なる。これらのミスマッチ解消のためには、各企業の求人ニーズ及びスキル、雇用条件をより具体化させたきめ細かな情報提供が求められる。

○メンタル面での支援

子育て・介護の一段落後に再就職を希望する女性は、離職期間が長期にわたっていたことなどから、再就職に際して様々な不安を抱えていることが多い。こうした女性の支援に当たっては、単にセミナー等を開催するだけでなく、個別面接の場も設定するなどメンタルな面での支援も併せて検討すべきである。

＜就業支援講座＞

○企業ニーズを反映した講座展開

企業が求めている人材のリサーチを行い、そのニーズに応じた講座展開が必要である。すべてを府において実施するのは不可能であり、講座を開催している様々な機関と連携して展開していくことが必要である。

また、厚生労働省では企業が若者に求めているコミュニケーション能力や職業人意識などの職業能力を修得するための認定講座を修了又は認定試験の合格並びに資格取得した者に対して、申請に応じて「証明書」を本人に発行する事業を平成16年度から実施している。企業にとっては即戦力の確保に向けた客観的な判断材料として利用でき、若年者にとっては、自己アピール力が高まり、就職のチャンスと可能性が広がるという効果が期待されている。この「証明書」との関連性を意識した講座展開も有効と考えられる。

また、就業支援講座を開催する際には、在職者向けに土、日開催も考慮すべきである。

イ 地域におけるチャレンジ支援策

地域における男女共同参画の担い手として、婦人会をはじめとした女性団体・グループは、これまで大きな役割を果たしてきた。また近年、子育てや介護、安全・安心な地域づくり、環境問題への対応等、地域のニーズが多様化する中で、女性を中心としたボランティア・グループや地域づくりなどひとりひとりの女性が主体となった生き生きした活動が繰り広げられてきている。こうした活動の中には、コミュニティ・ビジネスとして、起業やNPO設立へとチャレンジする事例も増えてきている。

地方分権、広域行政化が進む中で、今後は、このような住民による主体的な地域づくり活動の重要性はますます大きくなるものと考えられ、特に、住民の半数を占める女性の活躍抜きに地域の活性化は困難である。

京都府では、女性の船事業などを通じて地域で活躍する女性リーダーの養成を図るとともに女性総合センターをはじめとした学習の場を設けてきたところであり、その成果を行動にまでつなげていく活動が地域で求められている。

今後は、地域における様々な活動をチャレンジの好事例として紹介していくことやあげぼの賞に代表される顕彰制度での顕彰を行うことなど広く周知することにより、チャレンジを身近に感じ、踏み出すきっかけとなるよう図るべきである。(※)

また、女性団体やNPO等との連携・協働を進めることにより、団体の活動を活性化していくとともに、「団塊の世代」の大量退職時代を迎え、様々な知識、経験、技術を有した多くのマンパワーが地域に帰ることが想定され、男性を含むこれらマンパワーも巻き込み、地域のネットワークを生かし、きずなを強める住民参加型の事業を実施し、チャレンジを促進していく必要がある。

※ 地域におけるチャレンジの事例

北部において、商店街の「おかみさん」達が活性化を図り、まちおこしへとつながった事例がある。タウンガイドの作成、地元のオリジナル土産の開発、また全国各地の商店街における相互の特産品交流会の実施などのにぎわい創出を図った。これらの交流と連携は、男女共同参画によるまちづくりと女性の活躍による地域の活性化を目指したNPO法人の設立につながり、現在、この法人は市の女性センターの運営の事業委託を受けている。

また、農林水産分野において、経営への参画促進には家族経営協定の活用とともに、農山漁村における地域資源を生かした起業活動は効果的であり、年々、食品加工や朝市など女性の起業が活発化している。これらの農産物等の販売やふるさとまつりなどのイベント、農業・農村体験等を含むいわゆるグリーン・ツーリズムと言われる都市と農山漁村の交流のニーズは増加傾向にあり、女性の起業活動はこの都市と農山漁村との交流の促進や地域全体の活性化にも寄与している。

ウ 起業支援・NPO支援策

○子育て支援関連の起業

女性総合センターにおける起業講座受講者のうち子育て支援関係の起業を希望している者の割合は高い。こうした分野への起業支援は、「起業」という面と「両立支援」という面との2つの効果が期待される。安価で利用できる施設、例えば商店街の空き店舗情報など他部局や市町村と連携して、その後押しとなる情報提供を行うなど、積極的な支援が求められる。

また、子育て支援に関する講座やファミリーサポートセンターとも連携し、講座を修了した人が、子育て支援を行いたいと思ったときに参加できる仕組み作りを検討すべきである。

○多様な起業をサポートする仕組み作り

起業の分野は幅広く、前述の農林水産分野や子育て支援関連にとどまらず、例えば護身術を教えるサービス提供等安心・安全な生活を支えることを目的としたNPOなど実に多様である。また、起業に役立つ資格を持つ人も多いが、個人がばらばらではなかなか起業まではいかない。それぞれの希望を聴取し、グルーピング及びコーディネートを図り、起業をサポートする仕組み作りが必要である。

○個々の段階に応じた相談体制の整備

起業を目指す女性の中には、就業経験の不足等から、具体的な事業計画の前に「思い」だけが先行する事例も多い。その思いや意欲を途中でとん挫させることなく、実に結びつけられるよう、その人の段階に応じ対応できる相談体制が必要である。

また、起業後の支援体制も重要である。会計報告の作成方法をはじめとしたマネジメントの相談を受け付けるなど継続したかつ実効性のある援助が必要である。

○IT活用を含めた様々な情報提供

また、そうしたサポート以外にも、様々な起業を目指す女性が、客観的に自己の状況を判断し、事業化に向けて着々と準備を進めていくことができるよう、IT活用を含めた様々な情報提供が必要である。

エ 子育て・両立支援の重要性

女性が今後、様々な分野でチャレンジしていくためには、女性のみならず男性も生涯にわたり仕事と個人の生活時間のバランスをとった選択が可能となり、働きながら安心して子育てができるような環境づくりを進めることが急務である。

子育て、介護をはじめとする家庭生活及び地域活動等と仕事とが両立しやすい短時間勤務、在宅勤務等多様な働き方を可能とする就業条件の整備、保育サービス等の充実強化が求められる。

また、育児中の求職者に対する支援として、就業支援講座の柔軟な講座時間の設定

や講座開催及び就職活動期間中の保育サポートの充実も併せて検討すべきである。

4 全般的事項

(1) 男女共同参画の理解の重要性

男女共同参画社会は、家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら家族の一員としての役割を果たし、家庭生活と働くこと、学ぶこと、地域活動へ参加することなどの両立を図ることができるような社会を目指している。様々な機関との相互連携のもと男女共同参画の視点からの取組を進め、教育や啓発を通じて府民や事業者の理解が深まり、多様で柔軟な働き方の確保や、男性の家事や育児への参加や地域活動への参画が進むことがチャレンジを成功させる重要な要素である。

(2) 情報化の促進

各事項でも記述してきたが、まだまだ活躍度の低い女性が能力発揮できるよう、必要とする情報に効率的にアクセスできる環境を整備すべきである。関係機関の支援関連情報のワンストップ・サービスをはじめ、様々な情報の提供は、相談対応のほかに冊子、ITを活用したホームページ等様々な媒体で行うべきである。さらに、府内市町村等及び関係機関との連携・情報の共有化、ネットワーク化にもITを活用した情報化が望まれる。